

障がい者等の投票環境の向上を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 1 7 日

提出者

生 越 俊 一  
遠 藤 力 一  
小 沢 秀 多

福 井 竜 夫  
加 藤 勇  
五百川 純 寿

坪 内 涼 二  
須 山 隆  
福 田 正 明

(別紙)

## 障がい者等の投票環境の向上を求める意見書

国政選挙や地方選挙にあつて、投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、重要な課題である。

そうした中、投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、公正確保に留意しつつ、少なくともそのような制約については、できるだけ解消、改善し、有権者一人ひとりに着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上に努めていく必要がある。

国においても投票環境の向上方策等に関する研究会が設置され、様々な提言がなされ、それを基にして公職選挙法等の制度改正がなされ、有権者各層の投票環境は徐々に進んできている。

しかしながら、視覚障がい者や聴覚障がい者への選挙公報や政見放送などによる候補者情報の提供、投票所に行くことができない障がい者や高齢者の投票機会の確保、あるいは知的障がい者の投票支援など、障がい者等の投票環境をめぐっては、なおも課題が指摘されている。

よって、選挙の公平性確保の観点から、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

障がい者等の投票環境の向上を図るため、引き続き選挙制度について必要な見直しを進めるとともに、国の責任において十分な予算を確保し、有権者への啓発、選挙の立候補者又は立候補を検討している者に対する制度の周知徹底、都道府県及び市町村の選挙管理委員会に対する指導助言などを適切に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

【令和2年3月17日原案可決】